

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和2年12月1日

長崎地方法務局平戸支局 登記官 永田 篤希雄

記

意見又は資料の提出先

〒850-8507

長崎市万才町8番16号 長崎地方法務局登記部門

又は 〒859-5121

平戸市岩の上町1509番地7 長崎地方法務局平戸支局

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項	地目	地積(m ²)
3104-2020-0001	長崎県松浦市御厨町山根免4 2 5 番2	墓地	200
3104-2020-0002	長崎県松浦市御厨町山根免4 2 9 番2	墓地	202
3104-2020-0003	長崎県松浦市御厨町山根免4 4 2 番1	墓地	46
3104-2020-0004	長崎県松浦市御厨町山根免4 4 2 番2	原野	29
3104-2020-0005	長崎県松浦市御厨町山根免4 4 2 番3	公衆用道路	130
3104-2020-0006	長崎県松浦市御厨町山根免4 5 8 番3	墓地	113
3104-2020-0007	長崎県松浦市御厨町山根免4 7 3 番2	宅地	42.11
3104-2020-0008	長崎県松浦市御厨町山根免4 7 5 番1	田	270